

第1回中間到達度確認試験解説骨子

松岡 久和

1 全体の趣旨

- ・テーマ（時効関係＝取得時効・消滅時効）につき要領良く時間内に回答すること
- ・設問1の元ネタ：京都大学法学部2009年度後期の学年末試験の論文式問題
趣旨：対抗問題の理解、時効と登記に関する判例法理、時効完成後の第三者と背信的悪意者排除
- ・設問2：完全自作
趣旨：和解と錯誤、保証人による主たる債務の消滅時効の援用の可否、時効完成前の主たる債務者の承認、時効未完成の場合の主たる債務者の抗弁権の援用

2 設問1のポイント

(1) 問(1)

- ・ α につき権利者はXのみ。
- ・YやZは無権利者からの取得者で権利取得不可
←登記の公信力の欠如、94条2項類推適用に必要な権利者Xの帰責性の欠如
⇒非対抗問題。YZは177条の「第三者」でなく、Xは登記なくして権利主張可能

(2) 問(2)

- ・ α につきXは無権利者だが短期取得時効可能
- ・Yとの関係：時効完成前の第三者。XはYに登記なくして対抗可能（第2準則）
- ・Zとの関係：時効完成後の第三者。XはZに登記なくして対抗不能（第3準則）
ただし、背信的悪意者排除の余地あり。悪意は緩やかに認定可能。背信性を基礎づける評価根拠事実とそれを否定する評価障害事実の総合衡量（規範的要件論）

3 設問2のポイント

- ・和解の確定効による錯誤取消しの排除
- ・保証債務は承認により時効期間が更新されても、保証人はさらに主たる債務の消滅時効を援用可能
- ・Dは時効完成前に承認しており（152条）、時効は未完成で、Cも援用できない
- ・Eには承認はなく時効援用権がありCも援用可能
- ・CはDの相続した1/2の150万円の限度で支払義務を負うが、甲の引渡しとの同時履行を主張できる（457条2項）。Eが引渡しを拒めばどうなるのかは考えると難しい。

なお採用しなかったが、用意していた発展問題は次のとおり。

2027年2月8日、CはDおよびEから甲を譲り受けて移転登記を行い、同月28日、Xに対して、所有権に基づく甲の引渡しを求める反訴を提起した。この請求は認められるか。